

令和4年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業) のうちZEH支援事業

環境省による事業

■ 蓄電システム製品登録

公募要領

令和4年4月

蓄電システム製品登録を申請される皆様へ

蓄電システム製品登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることが蓄電システム製品登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該蓄電システムが関連した補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。

なお、本事業で定める登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性について一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が担保するものではありません。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負いません。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した者が責任を負うことをご理解ください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1	登録要件について		
1-1	事業概要	5
(1)	趣旨	5
(2)	補助金名	5
(3)	本事業の補助対象となる蓄電システム	5
1-2	蓄電システム製品登録申請者の要件	6
1-3	登録対象となる蓄電システムの要件	6
(1)	登録の対象範囲	6
(2)	登録対象となる機器の要件	7
(3)	パッケージ型番の付番	12
(4)	登録対象外となる蓄電システム	14
1-4	登録に関する注意事項	15
2	パッケージ型番登録の方法		
2-1	型番登録の概要	17
(1)	目的	17
(2)	メーカーコード発行申請について	17
(3)	製品登録の申請方法	19
(4)	公表内容	21
2-2	提出書類	22
2-3	提出書類のファイリング方法	24
3	蓄電システムの登録移行		
3-1	登録移行の流れ	27
3-2	登録移行に必要な書類	29
4	蓄電システム製品登録申請書及び、添付書類の記入例	31
5	その他書類	42
6	提出先及び問合せ先	44

1章 登録要件について

1 登録要件について

1-1 事業概要

(1) 趣旨

我が国は、2020年10月26日に「2050年のカーボンニュートラルの実現及び2030年度温室効果ガス46%削減実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けること」を宣言しました。

これを受けて2021年8月の脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会における「とりまとめ」においては、「2030年以降に新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指す」とされ、建築物省エネ法における誘導基準の引上げや、省エネ基準の適合義務化・引上げ等の具体的な対策が示されました。

上記方針は、2021年10月に策定された「地球温暖化対策計画」および「第6次エネルギー基本計画」においても反映されており、脱炭素型ライフスタイルへの転換が進められています。

これを受けて、令和4年度においては国土交通省、経済産業省、環境省が連携し、中小工務店が連携して建築するZEH(ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇)、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH(次世代ZEH+、超高層集合住宅)、引き続き供給を促進すべきZEH(注文住宅、建売住宅、低層・中高層集合住宅)の促進支援を進めていくことになりました。

本公募要領は、環境省による「令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)のうちZEH支援事業」において蓄電システムを登録し、再生可能エネルギー・システムにより発電された電力を効果的に蓄電し、住宅における電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器を対象とした製品登録事業を取りまとめたものです。

(2) 補助金名

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)のうちZEH支援事業
(以下、「本事業」という)

(3) 本事業の補助対象となる蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・本年度、SIIに登録された蓄電システムであること。
なお、「令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)のうちZEH支援事業」(以下、「令和3年度 環境省ZEH事業」という)に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。
- ・導入価格(機器費+工事費・据付費)が、蓄電容量1kWhあたり15.5万円以下の蓄電システムであること。
- ・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。
- ・導入する蓄電システムは新品であること。
(詳細は、「令和4年度 ZEH支援事業」公募要領を参照すること)

※「令和3年度 環境省ZEH事業」で登録済の蓄電システムを、本事業においても登録を希望する者は、登録移行手続を行うことができます。

ただし、次ページ以降の要件を満たす機器に限ります。(P27参照)

1-2 蓄電システム製品登録申請者の要件

蓄電システム製品登録の申請者は、以下の要件を全て満たす製造者等(以下、「メーカー」という)とします。

- ① 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で販売する者であること。
- ② 事業及び企業の継続性があること。
- ③ 蓄電システムの法定耐用年数の間、導入する蓄電システムの保障、修理、メンテナンス、サポートを継続対応できる体制を国内に有していること。
- ④ 使用済み蓄電池について、適切に廃棄又は回収する方法を蓄電システムの添付書類(取扱説明書等)及び、ホームページに明記して使用者(所有者)に示すこと。
※ 蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付書類(取扱説明書等)に明記すること。
- ⑤ 出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制(トレーサビリティが確保できる体制)が法定耐用年数以上に組まれていること。
- ⑥ 自社※1の蓄電システムに対して保証書、領収書の発行の周知等を行い、本事業の補助事業者が完了実績報告書の提出を行う際に添付できること。
- ⑦ 環境省から補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
また、登録製品の製造にあたり、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者を相手方とすることは出来ないの注意すること。
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者による申請は受け付けない。
※1 グループ企業内で役割分担又は作業分担する場合は、申請前にSIIに相談すること。

(注1) 登記をしている法人格に限ります。

(注2) 蓄電システムを購入し自社の責任で販売する者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業等の情報)と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出してください。OEM等企業情報については、P39を参照してください。

1-3 登録対象となる蓄電システムの要件

(1) 登録の対象範囲

蓄電システムは、蓄電池部、電力変換装置等から構成されるシステムで、登録対象機器を一つのパッケージとして取り扱うシステムとします。登録の対象範囲は以下の通りとします。

	項目	詳細
蓄電システム	蓄電池部※1	1) リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気エネルギーを供給する蓄電池とすること。JEM規格で定義された初期実効容量(P9参照)の内、計算値と計測値のいずれか低い方が1.0kWh以上であること。 2) 定格容量が4,800Ah・セル未満であること。
	電力変換装置	半導体電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)であること。
	計測・表示装置	他の機器に付随しないものであること。
	筐体	蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱(外箱)であり、各種法令により定められた基準に準拠するものであること。
	その他	1) 据付け設置できる機器であること。(可搬式の機器は対象外) 2) 系統連系に対応した機器であること。

※1 蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池(単電池又は組電池)と、これを制御する制御部(バッテリーマネジメントユニット等)を含む蓄電システムの構成部品です。

(2) 登録対象となる機器の要件

登録する蓄電システムの機器要件及び各基準は以下の通りとします。

※ 登録申請する蓄電システムは、原則、申請時に販売^{*1}していること。

① 機器要件及び各基準の概要

区分	基準	技術基準	
●	性能及び表示基準	1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 2) 蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)に関して、一定の基準を満たすこと。(P8～P11参照) 3) 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるモードを有していること。 (非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外) 4) 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。(P8～P10参照) 5) サイクル試験について、2000サイクル以上の公的認証を取得していること。	
	安全基準	蓄電池部	JIS C 8715-2又はこれと同等の規格を満足すること。 ^{*2}
		蓄電システム	JIS C 4412の規格を満足すること。 但し、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2 ^{*3} の規格も可とする。
		震災対策基準	次の1)又は2)のいずれかが「震災対策基準」に準拠すること。(詳細はP11を参照すること) 1) 単セル 2) 蓄電システム
	保証年数	メーカー保証年数(無償保証に限る) ^{*4} 及びサイクル試験(P9～P10参照)による性能年数がともに10年以上であること。	
○	性能基準	1) ECHONET Lite AIF認証を取得していること。 ^{*5} 2) APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定ReleaseH以降に準拠していること。	

凡例 ●: 必須要件 ○: 任意要件

(注1) JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの(認証維持審査によるものを含む)。該当するJIS等については、下記表1を参照してください。

表1 定置用リチウムイオン蓄電システムに関するJIS規格

名称	内容
JIS C 8715-2	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム 第2部: 安全性要求事項
JIS C 4412	低圧蓄電システムの安全要求事項
JIS C 4412-1	低圧蓄電システムの安全要求事項 第1部: 一般要求事項
JIS C 4412-2	低圧蓄電システムの安全要求事項 第2部: 分離形パワーコンディショナの特定制要求事項

※ JIS規格の改定がなされた場合は、最新のJIS規格に準拠するものとする。

(注2) 「令和3年度 環境省ZEH事業」で既に登録されている製品に改造を加える場合は、原則、新たにパッケージ型番を付番し新規に登録を行ってください。

- ※1 原則、日本国内で市場流通していること。
- ※2 平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人 電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合に限り、JIS C 8715-2と同等の規格を満足した製品であるとみなします。
- ※3 JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。
- ※4 当該メーカー以外の保証(販売店保証等)は含みません。
- ※5 蓄電池本体以外においても蓄電システムとして保持しているAIF認証登録番号がある場合は、保持しているすべてのAIF認証書を提出してください。(ハイブリッドパワーコンディショナとHEMS間等)

②性能及び表示基準の詳細

本事業で登録対象となる蓄電システムは、該当製品が次に示す基本性能及び表示基準を満たすことを確認する必要があります。

なお、表示は蓄電池部と蓄電システムのどちらに関する事項であるかを明確にしてください。

1) 蓄電池部

蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池(単電池又は組電池)と、これを制御する制御部(バッテリーマネージメントユニット等)を含む蓄電システムの構成部品です。

● 定格容量

「JIS C 8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定すること。定格容量の単位はAhとする。定格容量は保証値であり、製造事業者は定格容量を下回る単電池を蓄電システムに使用してはならない。又、登録対象となる25個以上の単電池の容量の測定値を提出し、定格容量がこれらの測定値以下に設定されていることを示すこと。なお、測定条件は、製造事業者の標準条件を用いてもよい。ただし、容量測定時の電流レートは0.2ItA以上の条件とする。又、5時間率放電(0.2ItA)換算データも認める。

● 公称電圧

単電池の電圧を指定、又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定すること。

● 蓄電容量

単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の蓄電容量であること。蓄電容量を登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電容量の単位はWh、kWh、MWhのいずれかとすること。

(注) 定格容量(Ah・セル)の計算は単電池にて行うこと。(メーカーカタログ値とは異なる数値となります) なお、ユニットでのAh電圧の計算は、定格容量(Ah・セル)の計算には適用不可とする。

2) 蓄電システム

蓄電システムとは、蓄電池部とインバータ等の半導体電力変換装置等からなるシステムです。

● 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

● 定格出力可能時間

定格出力可能時間を登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力可能時間とは、定格出力を用いた場合の出力可能時間とする。定格出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。ただし、蓄電システムの運転に当たって補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

● 出力可能時間の例示

- A. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- B. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。又、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

● 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人 日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)
製造業者は、自社ホームページ、カタログ、製品仕様書等に次のように表示すること。

初期実効容量 X.XkWh (JEM 1511による)

● 外形寸法

蓄電システムの外形寸法、及び重量が明記された書類をSIIに提出すること。なお、蓄電システムが複数のユニットから構成されている場合は、各ユニットの外形寸法、及び重量を適切な単位で明記すること。

● 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

● アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

● 保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起を行うこと。

3) サイクル試験と保証年数

以下に基づき、サイクル試験を行い、D. サイクル試験方法のステップ6で算出される試験後の容量の定格容量に対する割合が60%以上であることを証明する認証機関の書類を提出すること。

【蓄電池部】

A. 試験を行うための充放電手順

充電に先立ち、単電池を周囲温度 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ で規定された放電終止電圧まで $0.2It_A$ 以上 $1.2It_A$ 以下の製造業者が指定した値で放電する。ここで、 $It_A = \text{定格容量}/1\text{h}$ とする。
特に規定がない限り、単電池を周囲温度 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ で製造業者が指定する方法で充電する。

B. 放電性能試験

単電池を周囲温度 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ 放電終止電圧まで $0.2It_A$ 以上 $1.2It_A$ 以下の製造業者が指定した値で放電し、初期の放電容量を測定する。

C. サイクル試験数と性能基準

この試験は、単電池のサイクル試験後の容量が要求以上であることを検証するためのものである。

単電池に対して、保証年数に応じたサイクル数をD. に示す方法で試験を行うこと。

D. の試験で計測された値が性能基準を上回っている場合、当該年数を性能年数として定めることができる。

性能年数	サイクル試験数	性能基準
10年	3,650	60%
11年	4,015	
12年	4,380	
13年	4,745	
14年	5,110	
15年以上	5,475	

D. サイクル試験方法

ステップ1: 単電池を周囲温度 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ で規定された放電終止電圧まで $0.2It_A$ 以上 $1.2It_A$ 以下の製造業者が指定した値で放電する。

ステップ2: 単電池を周囲温度 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ で製造業者が指定する方法で充電する。

ステップ3: 単電池を、所定の終止電圧まで、 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ 、 $0.2It_A$ 以上 $1.2It_A$ 以下の製造業者が指定した値で放電しなければならない。(この終止電圧は、システムでの充放電範囲を想定した製造業者が指定する終止電圧とする。)

製造業者が、短時間で試験を実施するために $1.2It_A$ 以上の製造業者が指定した値の放電電流を用いてもよい。

ステップ4: ステップ2 とステップ3 は、保証年数に応じた回数を繰り返さなければならない。

ステップ5: B. に従い、サイクル試験後の容量を測定する。

ステップ6: ステップ5で測定した容量のB. で測定した初期の放電容量に対する割合を算出すること。ただし、下記の算出については許容する。

① ステップ3を2000回以上繰り返した際の劣化曲線より、性能基準を満足する性能年数を算出すること。

② 所定サイクル試験数を満たしたサイクル性能を有する蓄電池に、一部変更を行った蓄電池においては、ベースとなる蓄電池のサイクル性能を参考にして性能年数を算出すること。

ステップ7: サイクル試験終了。

【蓄電システム】

E. 初期実効容量

JEM規格に則り、蓄電池の初期実効容量の測定を行うこと。測定方法詳細は、「一般社団法人 日本電機工業会 日本電機工業会規格 JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。

③ 震災対策基準の詳細

1) 単セル試験

SAE J2464 NOV 2009^{※1} に規定されている試験項目 4.3.3 釘刺試験、4.3.6 圧壊試験を実施する。
ただし、単セルの充電状態は満充電とすること。又、釘刺試験、圧壊試験において、貫通・変形後の経過観察時間は1時間とする。判定基準は、発煙なし、発火なし、破裂なし、とする。
なお、試験数は5個とし全て判定基準に適合すること。

※1 SAE J2464 NOV2009, SAE International Surface Vehicle Recommended Practice,
(R) Electric and Hybrid Electric Vehicle Rechargeable Energy Storage System, 2009-11
(http://standards.sae.org/j2464_200911/)

2) 蓄電システム試験

蓄電システムの筐体天面に対して、平板で50kN の圧力を掛け(保持時間:10分間)、加圧したままの状態、筐体に変形しないことを確認すること。判定基準は、蓄電システムの筐体が、天面・底面間で変形しないこととする。ただし、1%以内の変形は許容範囲とする。なお、試験数は1個とする。

また、機器の設置は耐震支持(アンカーボルト等)の対策を講ずることを推奨する。

(3) パッケージ型番の付番

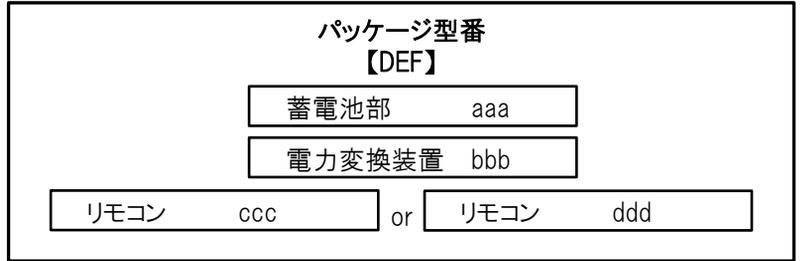
複数の機器の組合せで構成される蓄電システムを販売する場合、構成機器(蓄電池部、電力変換装置等)の組合せごとにパッケージ型番を付番し販売できること。

- ① 登録対象範囲(パッケージ型番に含めることができる機器等)は蓄電システム本体と、それに付随する付帯設備とする。(P6参照)
- ② 組合せる機器ごとに、それぞれ型番・製造番号等が付番される場合も、必ず機器の組合せごとにパッケージ型番を付番して申請すること。
- ③ 構成する機器が異なる場合は、組合せごとにパッケージ型番を付番すること。類似する構成機器(ケーブルの長さ、リモコンの種別等)による違いであっても、組合せごとにパッケージ型番を付番すること。

<認められる組合せ例>

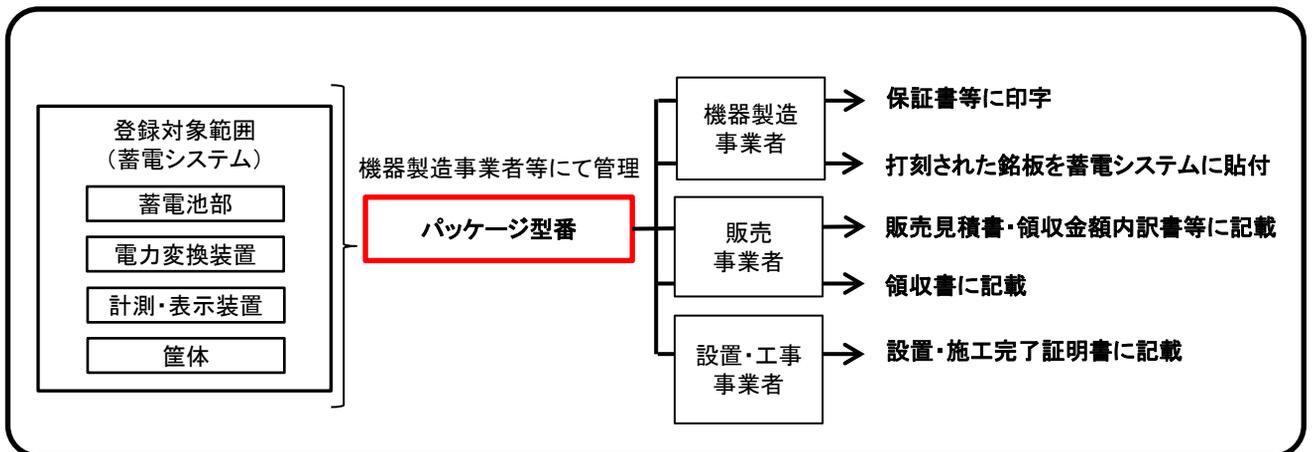


<認められない組合せ例>



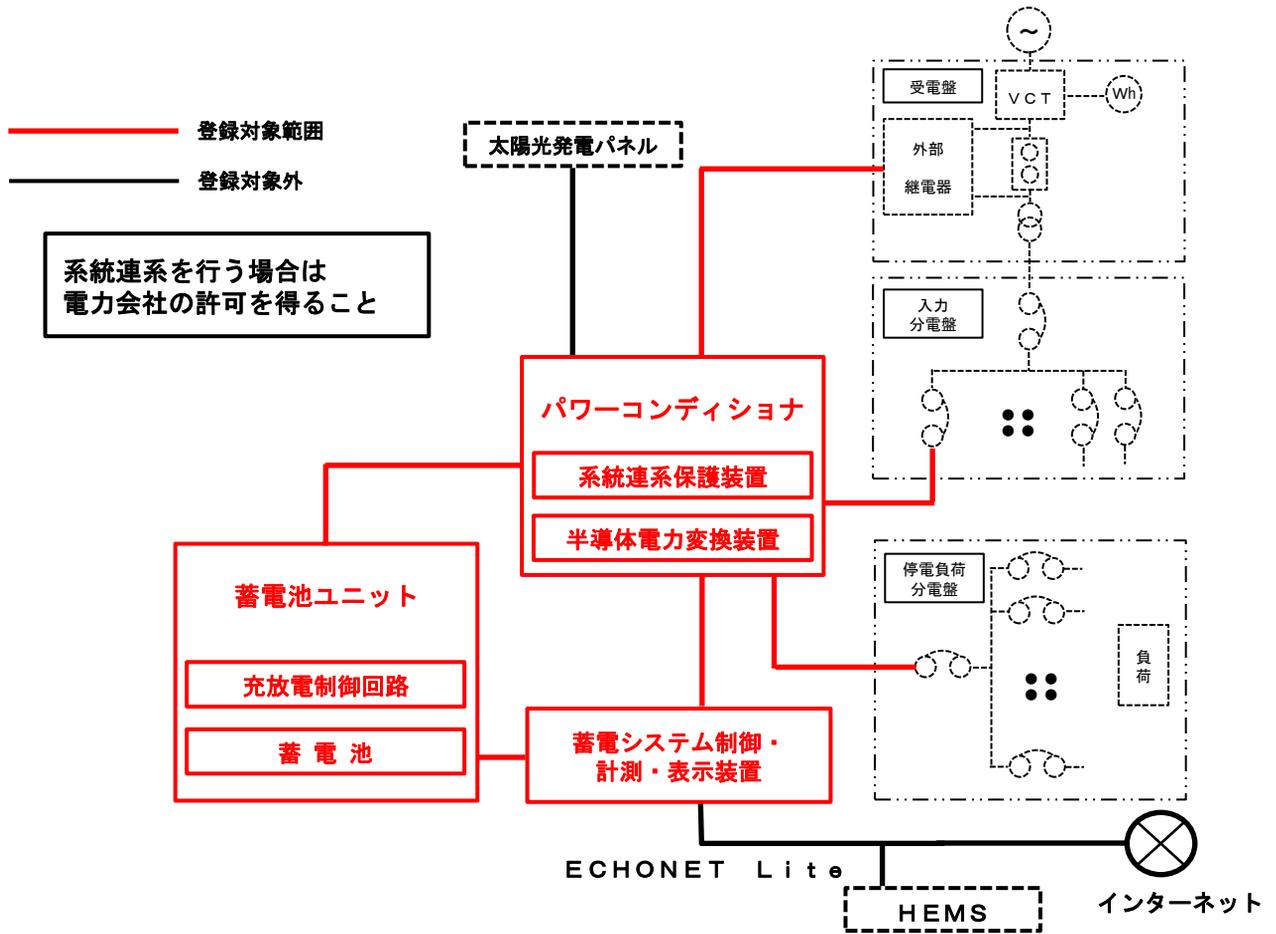
この場合は、aaa/bbb/ccc、aaa/bbb/dddにそれぞれ別のパッケージ型番を付番してください。

- ④ 原則、登録するパッケージ型番ごとに製造番号を付番し、そのパッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字された保証書・出荷証明書等を発行できること。
 ※ 登録するパッケージ型番の保証書等の発行ができない場合、本事業の登録対象外となる場合があります。
- ⑤ 原則、登録するパッケージ型番ごとに製造番号を付番し、そのパッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が打刻された銘板を本体機器に貼付できること。
 ※ 登録するパッケージ型番の銘板を本体機器に貼付できない場合、本事業の対象外となる場合があります。

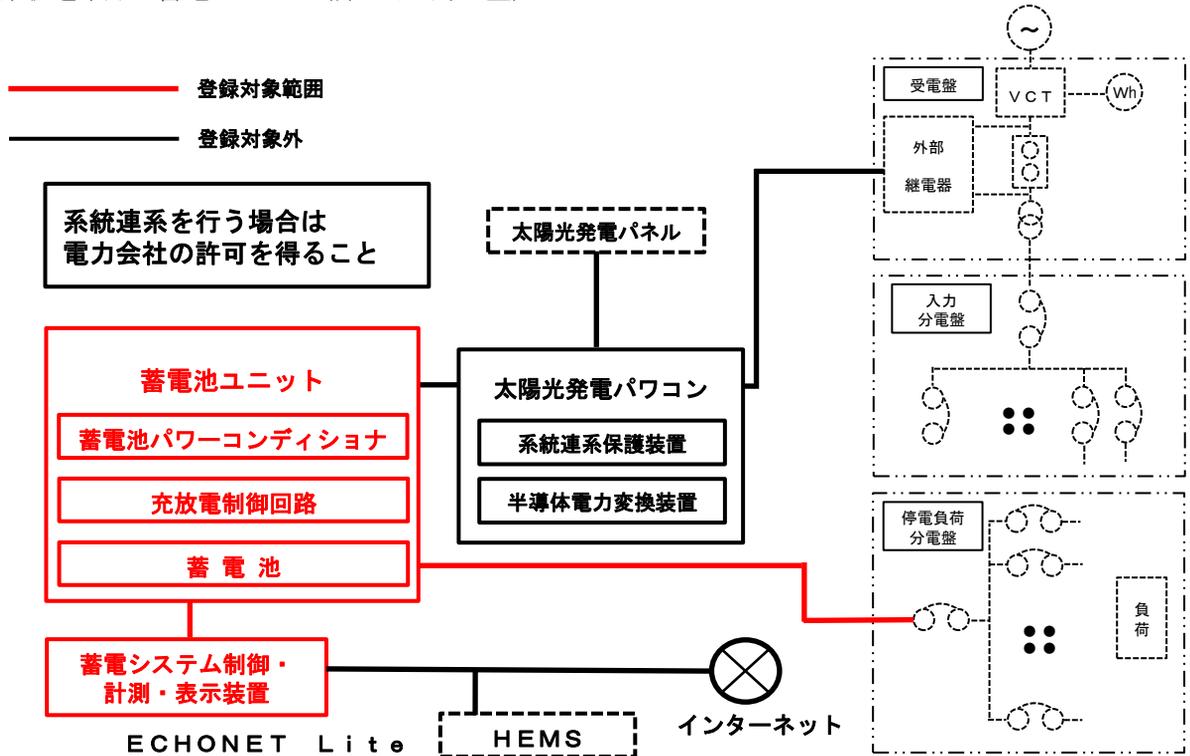


■ パッケージ型番申請許可範囲の例

1. 系統連系方式蓄電システム (DCハイブリッド型)



2. 系統連系方式蓄電システム (非ハイブリッド型)



(注1) 蓄電システムに必要な接地端子までは登録対象範囲とする。

(4) 登録対象外となる蓄電システム

以下の蓄電システムは、本事業において登録対象外とする。

- ・本事業の登録要件を満たさない機器。
- ・令和3年度 環境省ZEH事業の登録製品で本事業への登録移行対象外となる製品。

1-4 登録に関する注意事項

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意してください。

又、登録申請書の提出をもって下記の事項に同意したものとみなします。

- ① 登録の際は、間違いがないよう十分注意し、SIIのホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は、各社の責任で対応を行うこととする。
- ② 登録申請する蓄電システムは、原則、申請時に販売※1していること。
- ③ 申請された内容に変更(製品に係る性能、仕様、ファームアップ、担当者情報等含む)及び廃番があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
- ④ 対象製品の広報に関して、登録された蓄電システムを各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、審査結果が通知される前に、登録された蓄電システムかのような誤解を与える表現を用いることは認められない。対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮すること。
- ⑤ 本事業で定める登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した蓄電システムに不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策と対応を進めるとともに、速やかにSIIへ報告を行うこと。SIIは、その不具合の内容により文書で報告させることができるものとする。
又、不具合等により蓄電システムの交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- ⑦ SIIは、蓄電システムの恒常的な安全を促すために、必要に応じてメーカーへの立入検査ができる。メーカーは、SIIからの検査の求めに応じなければならない。又、SIIは、検査の結果に応じてそのメーカーの指定製品を対象外とする場合がある。
- ⑧ 製品登録を行ったメーカーは、製品登録の申請書類全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑨ 製品登録を行うメーカーにおいて、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
- ⑩ 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該蓄電システム及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑪ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、蓄電システムの登録を取消すと同時に、メーカーの名称及びその内容を公表する場合がある。
- ⑫ 補助金受給に係る不正行為について、メーカーの関係者の関与がSIIにより認められた場合、その事業者の蓄電システムを全て登録対象外とする場合がある。
- ⑬ 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、SIIはメーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求できるものとする。
- ⑭ 蓄電システムの輸送及び取り扱いについては、建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑮ 製造元、輸入元等と蓄電システムの登録申請を行うメーカーとの間に生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
- ⑯ 環境省が利用目的(蓄電システムの価格の分析等)を明らかにした上で、蓄電システム等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。

※1 原則、日本国内で市場流通していること。

2章 パッケージ型番登録の方法

2 パッケージ型番登録の方法

2-1 型番登録の概要

(1) 目的

本事業の補助対象となる蓄電システムのパッケージ型番登録を行う目的は、あらかじめ登録することで申請者に対して製品選定や事務手続等の便宜を図るとともに、完了実績報告書の審査において、補助対象機器の導入が適切に行われていることを効果的に確認できるためです。

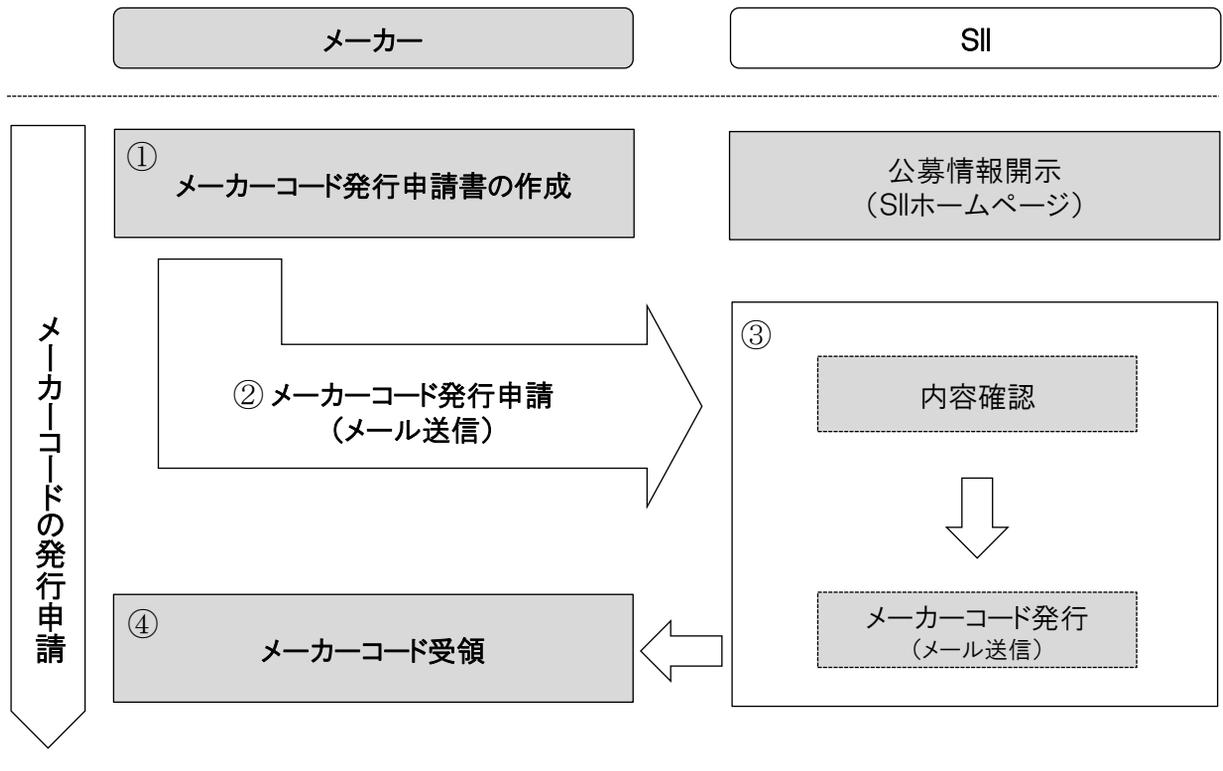
(2) メーカーコード発行申請について

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、初回の製品登録申請前に、「メーカーコードの発行申請」を行うことが必要となります。メーカーコード発行申請期間内に、以下の手順でメーカーコード発行申請を行い、メーカーコードを受領してください。

※ 蓄電システム製品登録申請者の要件を満たしているかを確認する場合があります。(P6参照)

メーカーコード発行申請期間:2022年 4月 6日(水) ~ 2022年11月11日(金) 17時

(注1)「令和3年度 環境省ZEH事業」でメーカーコードを取得しているメーカーは、同じメーカーコードの継続使用が可能です。(本事業で新たなメーカーコード発行申請は不要です)



①メーカーコード発行申請書の作成

SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh04/battery/)から「メーカーコード発行申請書」をダウンロードし、メーカーコード発行申請書に必要な情報を記入してください。

②メーカーコード発行申請(メール送信)

メーカーコード発行申請書をPDF形式でSII(以下メール送信先)に提出してください。

メール送信先 / メールタイトル / メール本文の必要記載事項 / 添付書類

メール送信先(SII)	zeh_lib@sii.or.jp
メールタイトル	例) 蓄電システム製品登録メーカーコード発行申請/(株)〇〇蓄電システム工業 メーカー名
メール本文の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーコードの発行を希望する旨 ・メーカーの名称 ・担当者名
添付書類	メーカーコード発行申請書(PDF形式)

③内容確認とメーカーコード発行

SIIは、申請内容を確認後、メーカーへ固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行・付与します。

「メーカーコード」と「登録申請するパッケージ型番」について

- ・各企業に固有なメーカーコード(3桁もしくは4桁)をSIIが発行します。
- ・原則、重複のないパッケージ型番を設定し、登録申請を行ってください。

メーカーコード(例)		パッケージ型番※1(例)
L	99	AAA0001BBB

※1 パッケージ型番の付番については、P12を参照してください。

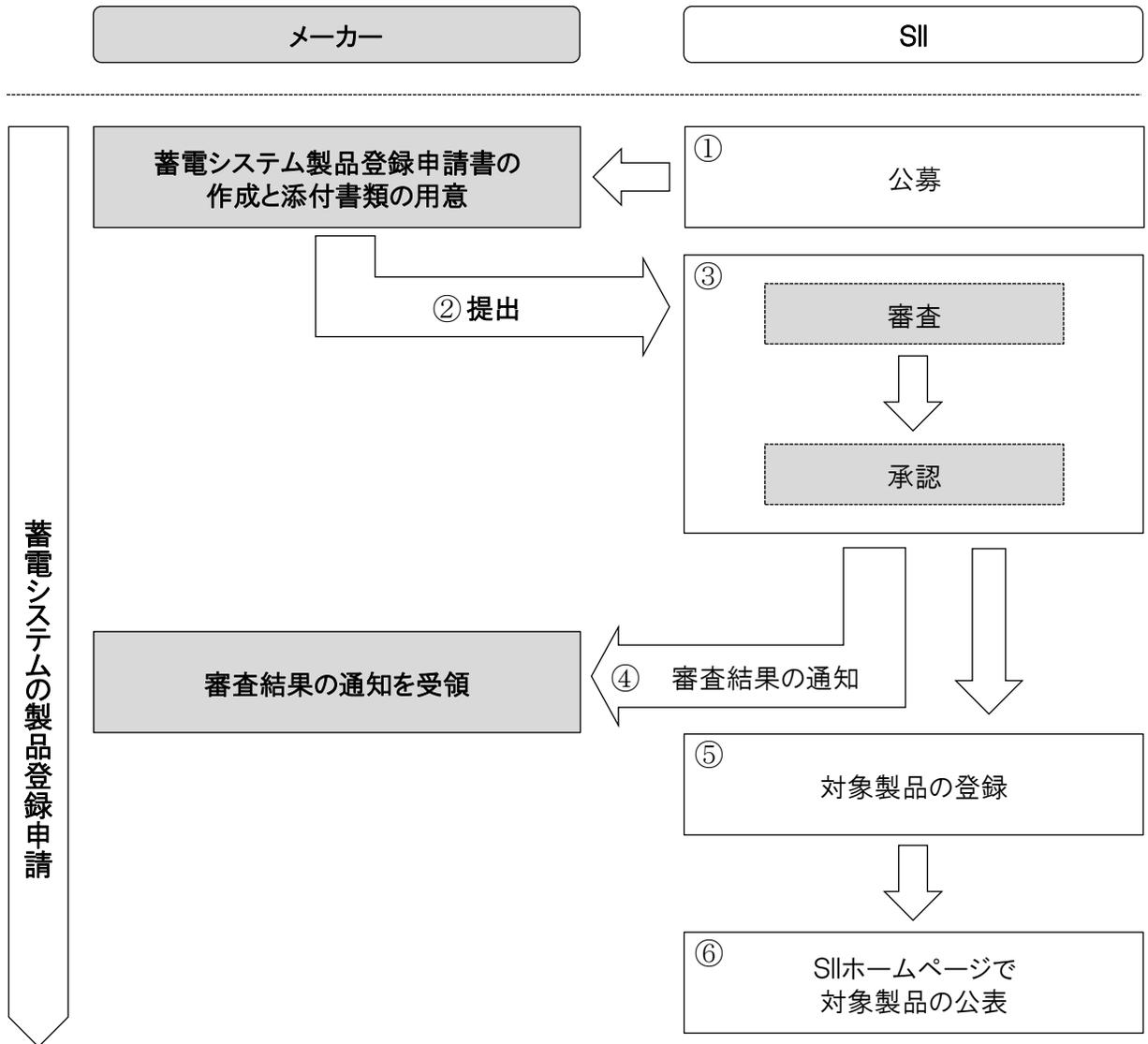
④メーカーコードの受領

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、受領したメーカーコードを使用して、製品登録の申請を行ってください。(P19～P20参照)

(3) 製品登録の申請方法

登録対象機器として蓄電システムを登録するためには、下記の手順で、製品の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果の通知を受領することが必要となります。

(注1) 「令和3年度 環境省ZEH事業」で登録済の蓄電システムを、本事業においても登録を希望する者は、登録移行を行うことができます。ただし、本事業の登録要件を満たす機器に限ります。(P27参照)



① 公募

SIIは、以下の期間に製品登録を公募します。

公募期間:2022年 4月 6日(水) ～ 2022年12月12日(月) 17時必着

【製品登録公募説明会について】

本事業において、公募説明会は実施いたしません。

② 蓄電システム製品登録申請書の提出

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、「蓄電システム製品登録申請書」及び添付書類を郵送にてSIIに提出してください。(P22参照)

第1回公表日(4月28日)に製品登録の公表を希望する場合は、4月11日(月)17時

必着で申請書類がSIIに到着するよう送付してください。

ただし、書類に不備等がある場合は、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意してください。

③ 登録対象の審査

SIIは、公募期間中に申請された蓄電システムについて、登録要件を満たしているか審査します。

※ 審査のためSIIより追加書類の提出を求められた場合は、その指示に従うこと。

④ 審査結果の通知

SIIは、審査の結果、登録対象機器として承認した蓄電システムのメーカーに対して、審査結果を通知します。

⑤ 対象製品の登録

SIIは、承認した蓄電システムを、本事業のデータベースに登録します。

ただし、登録にあたっては条件をつける場合があります。

⑥ 対象製品の公表

SIIでは、登録が完了した蓄電システムを、下記の期日に公表します。

第1回公表日 : 2022年 4月28日(木) [4月11日(月) 17時必着]

第2回以降の公表については、月1回を目安に随時SIIホームページで公開します。

(注1) 個別の問合せについては、一切、応じられません。

(注2) 登録申請からSIIホームページに公表されるまでに約1か月必要となることを(申請書に不備が無かった場合)念頭に置いて申請してください。

(注3) 蓄電システム製品登録の公募終了時において、登録要件を満たさない機器は不採択とします。

(注4) 申請書類に不備不足がある場合は、原則受理しませんので、ご注意ください。

申請書類は返却しないため必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。

(4) 公表内容

SIIは、登録された蓄電システムをホームページで公表します。
公表する内容は以下の通りとします。

	SIIホームページでの公表項目	補足事項
基本情報	<input type="checkbox"/> 登録日	SIIホームページで対象製品を公表する日
	<input type="checkbox"/> メーカー名	製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売するメーカーの名称
	<input type="checkbox"/> 製品名	メーカーのカタログに記載されている製品名称
	<input type="checkbox"/> パッケージ型番	構成機器(蓄電池部、電力変換装置等)の組合せごとに付番されたパッケージ型番
	<input type="checkbox"/> ホームページ等のURL	対象製品の詳細が分かるメーカーのホームページURL
	<input type="checkbox"/> 問合せ窓口の電話番号	メーカーの対象製品の問合せ窓口の電話番号
その他	<input type="checkbox"/> 定格出力(系統側)	自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値(認証書に基づく系統側の定格出力値)
	<input type="checkbox"/> 電力変換装置のタイプ	「ハイブリッド」または「専用」
	<input type="checkbox"/> 初期実効容量	JEM規格で定義された算出方法により計算された値(計算値と計測値の内、いずれか低い方)
	<input type="checkbox"/> 蓄電容量	単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出された値※1
	<input type="checkbox"/> ECHONET Lite規格	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョン
	<input type="checkbox"/> ECHONET Lite AIF認証	エコネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書に準拠した製品の仕様適合性認証(以下、「AIF認証」という)への準拠有無
	<input type="checkbox"/> 保証年数※2	SIIに登録された保証年数
	<input type="checkbox"/> 低圧系統連系保護装置等認証※3	低圧系統連系保護装置等認証の有無

※1 蓄電容量の値についてはP8を参照してください。

※2 保証年数については、P7を参照してください。

※3 一般財団法人 電気安全環境研究所の低圧系統連系保護装置等認証。

(注1) SIIが機器要件及び各基準について審査をした結果、対象製品として承認、登録した機器のみを公表します。

2-2 提出書類

以下の提出書類をSIIに送付してください。

No.	書類名	区分	様式	備考	作成例	
①	蓄電システム製品登録申請書	●	定型様式 6-1	—	P31 ～ P33	
	企業情報					
	製品登録申請一覧表					
	蓄電システム製品登録誓約書(別紙)				P34	
②	蓄電システム技術情報一覧	●	定型様式 6-2	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番毎に提出すること	P35 ～ P39	
	システム概要					
	銘板サンプル・保証書等の雛形					
	OEM等企業情報	○				
③	企業登記簿謄本(写し)	●	—	3か月以内に発行されたもの	—	
④	社内体制図(トレーサビリティ)等	●	—	社内体制を説明できる書類(自由形式)を提出すること	—	
⑤	第三者認証証憑等(写し)	性能及び表示基準	ECHONET Lite規格認証書	●	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番毎に提出すること 詳細はP23を参照のこと (JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの(認証維持審査によるものを含む))	—
			ECHONET Lite AIF認証書	○		
			第三者認証機関による個別の製品審査に合格したことを証明する結果報告書等	●		
		表示内容を証明する書類				
		サイクル試験の結果を証明する書類				
		初期実効容量の計算/計測の結果を証明する書類※2	●			
	安全基準	JIS製品認証書及び附属書(蓄電池部)				
		JIS製品認証書及び附属書(蓄電システム)				
第三者認証機関による製品審査に合格したことを証明する震災対策基準確認書						
⑥	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	○	—	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番毎に提出すること	—	
⑦	OEM等先の関係図※3	○	—	—	—	
⑧	取扱説明書※4	●	—	各製品の性能※5が表示されているページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること	—	
⑨	製品仕様書※4	●	—	—	—	
⑩	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と、該当製品が記載されているページ※4	●	—	カタログには、製品登録申請一覧表に入力したメーカー、型番、及び各製品の性能※5が表示されているページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること	—	
⑪	日本国内で販売していることを証明できる書類※6	●	—	出荷原票、出荷証明書等	—	
⑫	工場審査有効期限を証明できる書類	●	—	—	—	
⑬	提出書類チェックリスト	●	定型様式 6-3	—	—	

凡例 ●:提出必須 ○:登録申請を行う申請者が自社で蓄電システムを製造等していない場合は提出必須

※1 非常時の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは除く。

※2 初期実効容量の結果を証明する書類は、定型様式6-2に示すように第三者認証又は、製造者等試験での書類を提出すること。

※3 蓄電システム製品登録申請者とOEM等先並びに第三者認証等を取得している企業との関係を説明できる書類(自由形式)を提出すること。

※4 原則、取扱説明書、製品仕様書、カタログのいずれかに「再生可能エネルギー蓄電モード」(P7参照)の動作を説明する表記があること。

※5 定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス、外形寸法及び重量、修理保証、再生可能エネルギー蓄電モードを有することが確認できる表示、メーカー保証年数等を指します。(P6～P11参照)

※6 自社が委託する管理倉庫等への出荷は市場流通とは認めません。

■ 第三者認証証憑等について

第三者認証証憑等の提出書類の詳細は以下とします。

- (注1) 登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とします。
 (注2) JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの(認証維持審査によるものを含む)を提出してください。
 (注3) 登録対象機器の公表後～本事業の終了までにJIS認証等を更新した場合、更新された認証書及び、附属書の写しを速やかにSIIへ提出してください。
 (注4) 提出書類が日本語以外の場合は、原則、日本語の解説書を添付してください。
 (注5) JIS規格の改定がなされた場合は、最新のJIS規格に準拠するものとする。

登録する型番(パッケージ型番)ごとに以下の書類を提出してください。

基準	書類名	規格等	区分
性能及び表示基準	ECHONET Lite規格認証書 ^{※1}	ECHONET Lite規格	●
	ECHONET Lite AIF認証書 ^{※2}	ECHONET Lite AIF認証を取得し、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定ReleaseH以降に準拠していること。	○
	第三者認証機関 ^{※3} による個別の製品審査に合格したことを証明する結果報告書等	蓄電容量、定格容量、定格出力に関して、一定の基準を満たすこと。(P8参照)	●
	表示内容を証明する書類 (カタログ、製品仕様書、ユーザーマニュアル等)	出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。(P8～P10参照)	
	サイクル試験の結果を証明する書類	繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)について、所定の表示がなされていること。 (2000サイクルまでは、公的認証を取得していることを証明する書類を提出すること)	
	初期実効容量の計算/計測の結果を証明する書類	初期実効容量について、所定の表示がなされていること。	
安全基準	JIS製品認証書及び附属書(蓄電池部) ^{※4}	JIS規格製品 JIS C 8715-2	●
	JIS製品認証書及び附属書(蓄電システム)	JIS規格製品 JIS C 4412 ^{※5}	
	第三者認証機関 ^{※3} による製品審査に合格したことを証明する震災対策基準確認書	次の①又は②のいずれかが「蓄電システムの震災対策基準」に準拠すること。 (P11参照) ①単セル ②蓄電システム	

凡例 ●:提出必須の書類 ○:任意提出の書類

※1 一般社団法人 エコーネットコンソーシアムが認定する認証機関であること。

※2 蓄電池本体以外においても蓄電システムとして保持しているAIF認証登録番号がある場合は、保持しているすべてのAIF認証書を提出してください。(ハイブリッドパワーコンディショナとHEMS間等)

※3 電気用品安全法 国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

※4 平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人 電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている機器の場合に限り、同基準の認証書及び附属書でも可とします。

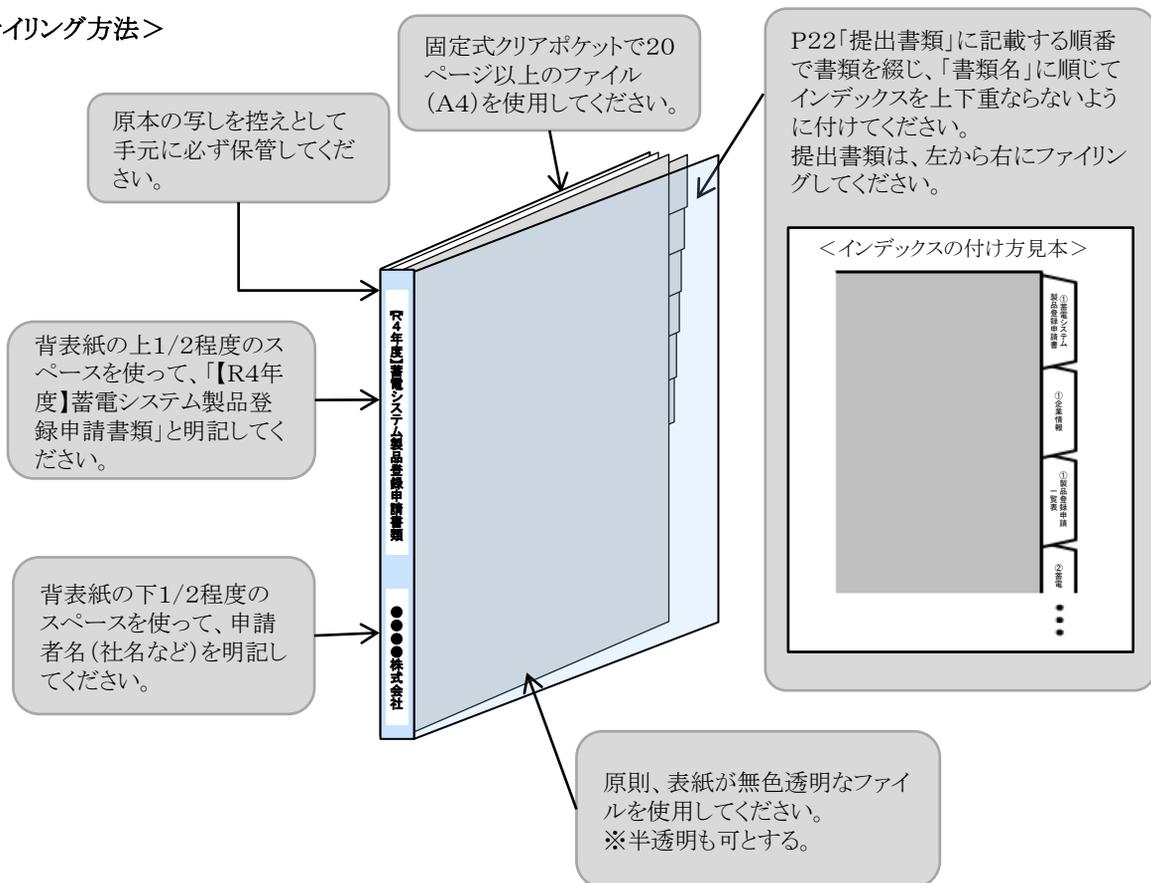
※5 電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の認証も認める。なお、JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

2-3 提出書類のファイリング方法

提出先及び問合せ先はP44を参照してください。

(注) 申請書類に不備・不足等がある場合は、原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

<ファイリング方法>



3章 蓄電システムの登録移行

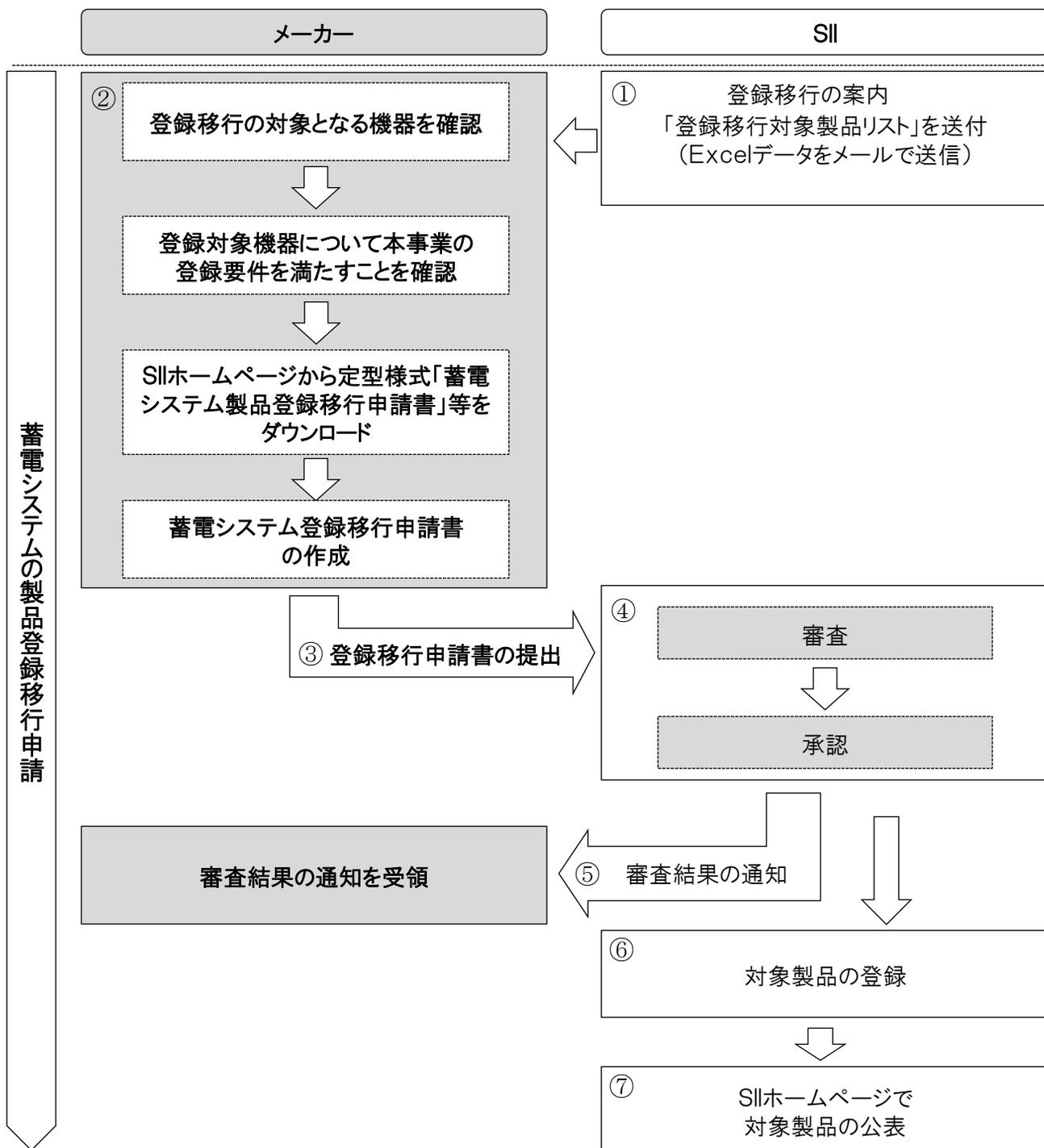
3 蓄電システムの登録移行

本事業では、申請者や市場に混乱を与えることなく、すみやかに対象機器の公表を行う観点から、「令和3年度 環境省ZEH事業」にて登録を受け、且つ、本事業の登録対象に該当する蓄電システムについて、所定の手続きを行った上で登録を認める「登録移行」を受付けます。

なお、初登録から3年以上が経過し、かつ直近3年間SIIで執行する類似事業を含めて1件も補助事業への採用のない蓄電システムは登録移行の対象外とする。

3-1 登録移行の流れ

登録済み蓄電システムとして移行するためには、下記の手順で、SIIへ登録移行申請し、審査、承認を受け、審査結果の通知を受領することが必要となります。



① 登録移行の案内と移行期間

SIIは当該メーカーへ、蓄電システム製品登録移行の対象製品を記載した「登録移行対象製品リスト」をメールで送付します。

なお、登録移行は以下の期間で受け付けます。

移行受付期間 : 2022年 4月 6日(水) ~ 2022年 9月30日(金) 17時必着

② 移行対象の確認と必要書類の作成

登録移行を希望するメーカーは、SIIより送付されたメールの情報を確認し、移行受付期間内に登録移行申請書類を提出してください。(P29参照)

製品の登録内容に変更がある場合、変更届とその内容を証明する添付書類を同時提出してください。なお、製品仕様に影響のある変更については、登録移行ではなく新規の登録となりますので注意してください。(P19参照) 登録移行の対象がない場合、書類の作成・送付は不要です。また、廃番製品は、登録移行できません。

第1回移行公表日(6月30日)に製品登録の公表を希望する場合は、5月6日(金)17時必着で申請書類がSIIに到着するよう送付してください。

ただし、書類に不備等がある場合は、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意してください。

③ 登録移行申請書類の提出

①に示した受付期間内に、登録移行申請書類をSIIに提出してください。

④ 移行対象の審査

SIIは、移行期間中に申請された蓄電システムについて、登録要件を満たしているか審査します。

⑤ 審査結果の通知

SIIは、審査の結果、登録対象機器として承認した蓄電システムのメーカーに対して、審査結果を通知します。

⑥ 対象製品の登録

SIIは、承認を受けた蓄電システムを、本事業のデータベースに登録します。

ただし、登録にあたっては条件をつける場合があります。

⑦ 対象製品の公表

SIIでは、登録が完了した蓄電システムを、下記の期日に公表します。

第1回移行公表日 : 2022年 6月30日(木) [5月6日(金) 17時必着(変更を伴わない製品のみ)]

第2回以降の公表スケジュールについては、SIIホームページをご確認ください。

(注1) 個別の問合せについては、一切、応じられません。

(注2) 登録申請からSIIホームページに公表されるまでに約1か月必要となることを(申請書に不備が無かった場合) 念頭に置いて申請してください。

(注3) 登録後、過去2年間SIIが執行する補助事業に採用実績のない製品に関して、警告又は登録の取り消しを行う場合があります。

(注4) 申請書類に不備不足がある場合は、原則受理しませんので、ご注意ください。
申請書類は返却しないため必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。

3-2 登録移行に必要な書類

以下の提出書類をSIIに送付してください。

提出書類のファイリング方法はP24<ファイリング方法>に準じて行ってください。

No.	書類名	区分	様式	備考
①	蓄電システム製品登録変更届	該	—	登録移行する製品に変更がある場合は、提出すること(P43参照)
	企業登記簿謄本(写し)	●	—	3か月以内に発行されたもの
	社内体制図(トレーサビリティ)等		—	社内体制を説明できる書類(自由書式)を提出すること
②	蓄電システム製品登録移行申請書	●	定型様式 6-4	—
	企業情報			
	製品登録移行申請一覧表			
	蓄電システム製品 登録移行誓約書(別紙)			
③	蓄電システム技術情報一覧	●	定型様式 6-2	登録移行する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番毎に提出すること
	システム概要			
	銘板サンプル・保証書等の雛形			
	OEM等企業情報	○		
④	性能及び表示基準	ECHONET Lite規格認証書 ^{※2}	●	登録移行する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番毎に提出すること 詳細はP23を参照のこと (JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの(認証維持審査によるものを含む))
		ECHONET Lite AIF認証書 ^{※2}	○	
		第三者認証機関による個別の製品審査に合格したことを証明する結果報告書等	●	
		表示内容を証明する書類		
		サイクル試験の結果を証明する書類		
		初期実効容量の計算/計測の結果を証明する書類 ^{※3}		
	安全基準	JIS製品認証書及び附属書(蓄電池部)	●	
		JIS製品認証書及び附属書(蓄電システム) 第三者認証機関による製品審査に合格したことを証明する震災対策基準確認書		
⑤	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	○	—	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番毎に提出すること
⑥	OEM等先との関係図 ^{※4}	○	—	各製品の性能 ^{※6} が表示されているページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること
⑦	取扱説明書 ^{※5}	●	—	
⑧	製品仕様書 ^{※5}	●	—	
⑨	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ ^{※5}	●	—	カタログには、製品登録申請一覧表に入力したメーカー、型番、及び各製品の性能 ^{※6} が表示されているページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること
⑩	工場審査有効期限を証明できる書類	●	—	—
⑪	提出書類チェックリスト	●	定型様式 6-5	—

凡例 ●:提出必須 ○:登録移行する蓄電システムについて、申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出必須
該:「令和3年度 環境省ZEH事業」で提出したものから変更・追加等があった場合のみ提出すること。

※1 非常時の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは除く。

※2 「令和3年度 環境省ZEH事業」において、ECHONET Lite規格情報またはその他認証情報(AIF認証等)をファームアップ対応予定として登録している製品を、本事業に登録移行する場合は、必ず変更届にて移行時の情報を届けてください。

※3 初期実効容量の結果を証明する書類は、定型様式6-2に示すように第三者認証又は、製造者等試験での書類を提出すること。

※4 蓄電システム製品登録申請者とOEM等先並びに第三者認証等を取得している企業との関係を説明できる書類(自由形式)を提出すること。

※5 原則、取扱説明書、製品仕様書、カタログのいずれかに「再生可能エネルギー蓄電モード」(P7参照)の動作を説明する表記があること。

※6 定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス、外形寸法及び重量、修理保証、再生可能エネルギー蓄電モードを有することが確認できる表示、メーカー保証年数等を指します。(P6~P11参照)

4章 蓄電システム製品登録申請書 及び、添付書類の記入例

4 蓄電システム製品登録申請書及び、提出書類の記入例

【定型様式6-1 (1/3)】

定型様式6-1 (1 / 3)

2022 年 ○ 月 ○ 日

申請する日付を記入

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 村上 孝 殿

メーカー情報を記入

登録申請
代表者

郵便番号 ○○○ - ○○○○

住 所 ○○県○○市○○町 ○○丁目○○番地○○号

会 社 名 ○○○○株式会社

支 店 名 ○○支店

代表者名等 代表取締役社長 ○○ ○○

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)
蓄電システム製品登録申請書

標記の件について、添付の通り製品登録申請します。

【定型様式6-1 (2/3)】

定型様式6-1 (2 / 3)

自動入力

企業情報

メーカーコードを記入

代表情報	会社名	〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	L 99
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号 <small>建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)</small>		
		〇〇〇〇ビル7階		
	電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

都道府県を選択

市区町村を選択

連絡担当者	会社名	〇〇〇〇株式会社	所属	〇〇課
	担当者	〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号 <small>建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)</small>		
		〇〇〇〇ビル7階		
	電話	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先 (携帯等)	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			

都道府県を選択

市区町村を選択

※SIIからの通知物等の送付は基本的に「連絡担当者」へ行う。
 ※OEM等の製品を登録申請する場合は、申請書の「OEM等企業情報」を提出すること。

- ・担当者は問合せ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
- ・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
- ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

【定型様式6-2 (1/5)】

定型様式6-2 (1/5)		蓄電システム技術情報一覧	
登録申請者 ※		〇〇〇〇株式会社	
申請No.		製品名 ※	パッケージ型番 ※
1		蓄電システム1	L99 AAAA
■ 蓄電池部			
蓄電池部情報		認証機関	〇〇機関
		認証番号	1234-C9999-1111
		認証日	2022年4月1日
		認証取得企業	〇〇〇〇株式会社
		工場審査有効期限 注1	2023年3月31日
		蓄電池部型番(単セル型番)	AAA0001BBB
		製造者等/OEM/部品購入 区分	製造者等 / OEM / 部品購入
		安全基準	AAA123456789
		製造工場(事業所)	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
		蓄電池部名(単セル)	ABC01
単電池の定格容量[Ah]		40	
サイクル耐久性 情報		確認書類名	蓄電システム補助対象基準確認書
		認証機関	〇〇機関
		確認日	2022年4月1日
		認証サイクル数[サイクル]	2,000
		保持容量[%]	60
		認証取得企業	〇〇〇〇株式会社
		製造者等/OEM/部品購入 区分	製造者等 / OEM / 部品購入
		長期サイクル数(3,650以上)[サイクル]	8,000
		試験方法	実測 / 算出
		第三者認証/製造者等試験 区分	第三者認証 / 製造者等試験
注1 確認書類として有効期限を証明できる書類を提出してください。			
■ 蓄電システム			
蓄電システム情報		認証機関	〇〇機関
		認証番号	1234-C9999-1111
		認証日	2022年4月1日
		認証取得企業	〇〇〇〇株式会社
		工場審査有効期限 注1	2023年3月31日
		自社/OEM 区分	自社 / OEM
		安全基準	AAA123456789
		製造工場(事業所)	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
		蓄電システム型番	AAAA
		定格出力(系統側)[kW] ※	2.0
蓄電池部型番(単セル型番)	AAAA		
公称電圧(単セル)[V]	3.77		
セル数[個]	50		
電力変換装置のタイプ ※	ハイブリッド / 専用		
性能品質基準		蓄電池容量①(計算値)[kWh] ※	7.2
		蓄電池容量②(カタログ公開値)[kWh]	7.0
		定格容量が4,800Ah・セル未満である	<input checked="" type="checkbox"/>
初期実効容量(JEM 1511)		第三者認証/製造者等試験 区分	第三者認証 / 製造者等試験
		初期実効容量[kWh]	計算値 6.5 計測値 6.3
		本事業で適用する初期実効容量[kWh] ※	6.3
震災対策基準確認書		認証機関	〇〇機関
		試験分類	単電池釘刺し・圧壊
		確認取得企業	〇〇〇〇株式会社
		確認書類名	震災対策基準確認書
		確認日	2022年4月1日
注1 確認書類として有効期限を証明できる書類を提出すること。 申請No.: 定型様式6-1 製品登録申請一覧表と紐づく申請No.を記入すること。 蓄電池容量①: 単電池の定格容量、公称電圧、セルの数の積で算出される値(小数点第二位以下を切り捨て)。 蓄電池容量②: 自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値。 初期実効容量: 小数点第二位以下を切り捨て。 「※」がある項目は、SIIホームページで公表される情報です。			

- ・製品名:
自社のカタログ記載の製品名を入力すること。
- ・パッケージ型番:
構成機器(蓄電池部、電力変換装置等)の組合せごとにパッケージ型番を付番すること。

■ 蓄電池部

- ・蓄電池部型番:
電池部の型番は蓄電池部の認証書に記載されている型番であること。
- ・単電池の定格容量:
「JIS C 8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定すること。(定格容量の単位はAhとする)

■ 蓄電システム

- ・蓄電システム型番:
認証書に記載されている型番であること。
- ・定格出力(系統側):
小数点第二位以下は切り捨て。
- ・公称電圧:
単電池の電圧を指定、又は同定する為に用いられる適切な電圧値を指定すること。
- ・電力変換装置のタイプ:
太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と「ハイブリッド」か「専用」か選択すること。
- ・初期実効容量: 小数点第二位以下は切り捨て。
- ・本事業で適用する初期実効容量:
JEM規格で定義された算出方法により計算された値。(計算値と計測値の内、いずれか低い方)
(算出については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照してください)

- ・蓄電池容量①(計算値):
単電池の定格容量、公称電圧、セルの数の積で算出される値。(小数点第二位以下は切り捨て)
- ・蓄電池容量②(カタログ公開値):
自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値。
- ・試験分類:
蓄電システムの震災対策試験分類を記入すること。

(注1) 工場審査有効期限を証明できる書類を添付すること。

【定型様式6-2 (2/5)】

定型様式6-2 (2/5)

■ ECHONET Lite規格

ECHONET Lite規格情報	認証機関	〇〇機関
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証製品又は部品の型番(品番)	AAAA
	認証取得企業	〇〇〇株式会社
	自社/OEM 区分	自社 / OEM
Releaseバージョン	※	G

■ ECHONET Lite AIF認証

ECHONET Lite AIF認証情報	取得区分	※	有 / 無
	認証番号		1234-C9999-1111
	AIF仕様書バージョン		1.10
	認証取得企業		〇〇〇株式会社
	自社/OEM 区分		自社 / OEM

■ 保証年数

保証年数情報	メーカー保証年数(無償)	15	年
	サイクル試験による性能年数	15	年
	SIIに登録する保証年数	※	15

■ その他

再生可能蓄電モードを有することが確認できる書類名	製品仕様書
メーカー希望小売価格[円]	オープン価格

■ メーカー情報

製品情報が確認できるホームページ等のURL	※	http://www.000001.co.jp
申請者等からの問合せ窓口の電話番号	※	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

■ OEMの有無

蓄電システムOEM等の有無	有 / 無
---------------	-------

■ 低圧系統連系保護装置等認証の有無

低圧系統連系保護装置等認証の有無	※	有 / 無
------------------	---	-------

「※」がある項目は、SIIホームページで公表される情報です。

■ ECHONET Lite規格

- ・認証製品又は部品の型番(品番): 登録製品に含まれ、ECHONET Lite規格の認証を受けていること。
- ・Releaseバージョン: APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンを記入すること。

■ ECHONET Lite AIF認証

- ・認証番号: AIF認証を取得している場合は、認証番号を記入すること。

■ 保証年数

- ・メーカー保証年数: メーカーが定めた保証年数(無償保証に限る)を記入すること。(当該メーカー以外の保証(販売店保証等)は含みません)
- ・サイクル試験による性能年数: サイクル試験結果から得られる性能年数を記入すること。
- ・SIIに登録する保証年数: SIIホームページで公表する保証年数を記入すること。

■ その他

- ・メーカー希望小売価格: 金額又は「オープン価格」と記入すること。

■ メーカー情報

- ・申請者等からの問合せ窓口の電話番号: 公表不要の場合は空欄で可。

■ OEMの有無

- ・蓄電システム本体がOEM商品である場合は「有」を選択し、自社で製造等している場合は「無」を選択すること。

■ 低圧系統連系保護装置等認証の有無

- ・低圧系統連系保護装置等認証の取得の有無を記入すること。

【定型様式6-2 (3/5)】

定型様式6-2 (3/5)

システム概要

自動入力

自動入力

自動入力

自動入力

■ 申請書

申請No.	製品名	メーカーコード	パッケージ型番
1	蓄電システム1	L99	AAAA

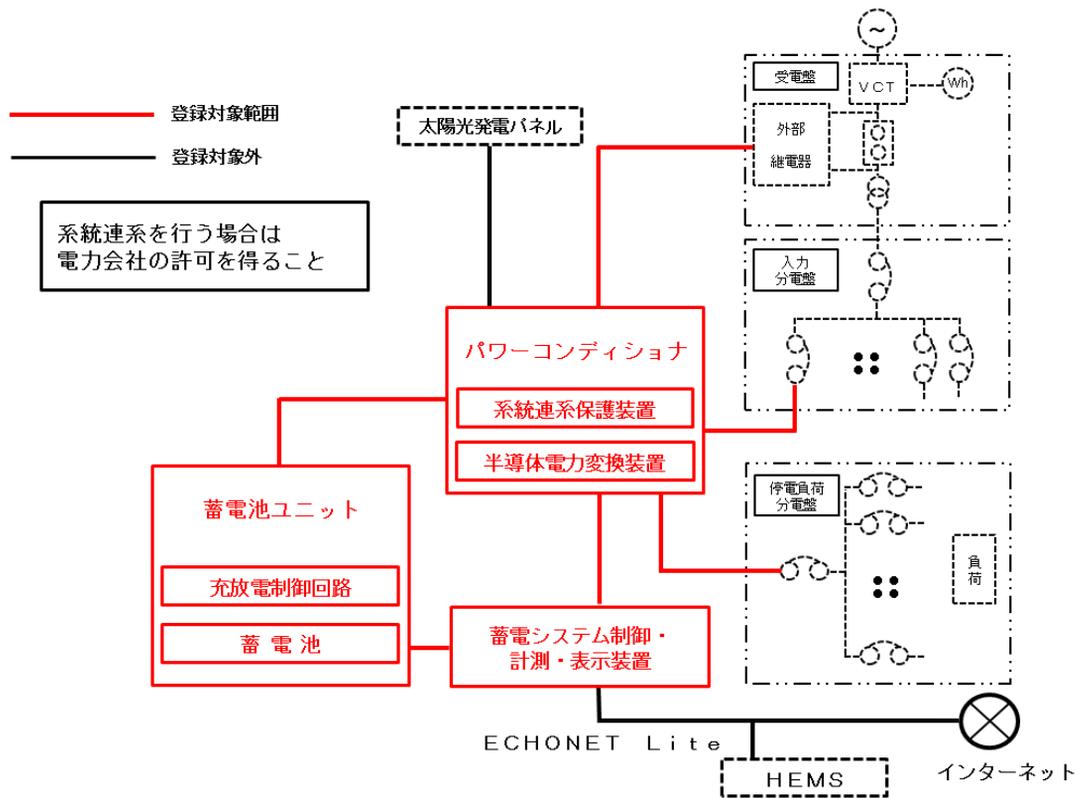
■ パッケージ型構成部品情報

No.	型番	用途
1	AAA	リチウムイオン電池ユニット
2	001	パワーコンディショナー
3	BBBB	蓄電システム制御装置
4		
5		

■ 蓄電システム配線系統図

※ 対象となる蓄電システムのパッケージ型番に含まれる範囲は朱書きすること。

※ 系統連系等、ECHONET Lite対応、太陽光発電システム連携がある場合は、接続先までの範囲を記入すること。



配線系統図欄に収まらない場合は、別途用紙(最大A3サイズ)を作成し提出すること。

【定型様式6-2 (4/5)】

定型様式6-2 (4/5)

申請No.	製品名	メーカーコード	パッケージ型番
1	蓄電システム1	L99	AAAA

自動入力

銘板サンプル・保証書等の雛型

自動入力

自動入力

銘板サンプル

自動入力

※ 号・機器製造事業者名が打刻される箇所にマークを入れること。

同じフォーマットを使用する製品が複数ある場合は、
 該当するパッケージ型番を全て記入すること

品名	リチウムイオン蓄電システム
型式	AAA0001BBB
製造番号	123456789
株式会社 蓄電システム	

パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が
 印字される箇所にマークを入れること

保証書等の雛型

※ パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字される箇所にマークを入れること。

保証書	
【お客様】 お名前: ○○ ○○様 ご住所: ○○県○○市……	【販売店】 < 扱者印 > 店名: ○○○○ 住所: ○○県○○市…… (印) お引渡し年月日: 令和○年○月○日
【品名】 リチウムイオン蓄電システム 【型式】 AAA0001BBB 【製造番号】 123456789 【保証期間】 お引渡し日から○年間	【構成情報】 ・AAA 012345 リチウムイオン電池ユニット ・BBB 678910 パワーコンディショナ ・CCC 121212 蓄電システム制御装置
株式会社 蓄電システム	
○○県○○市……	

パッケージ型番を構成する全ての
 機器の型番及び製造番号を記載
 すること

パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名
 が印字される箇所にマークを入れること

必ず、保証書又は出荷証明書の
 いずれかに発行社印を押印すること
 (電子印でも可)

【定型様式6-2 (5/5)】

対象蓄電システムを購入し、自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業の情報)とOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出してください。登録完了後に、OEM等企業情報を追加登録する場合は、提出済みの蓄電システム製品登録申請書の書類一式とともに送付してください。

定型様式6-2 (5/5)

OEM等企業情報

※ 『OEM等企業情報』は必要の場合のみ提出すること。

パッケージ型番	AAAA
---------	------

複数のパッケージ型番の入力は不可とする
 ※パッケージ型番が変わるごとにシートを
 コピーしてそれぞれ提出すること

■ 申請するメーカーの情報

会社名	〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	L99
-----	----------	---------	-----

■ 蓄電システムのOEM等先の情報

会社名	〇〇〇〇株式会社	支店名	〇〇支店
所属	〇〇課	担当者氏名	〇〇 〇〇
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都 〇〇 市 〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号		
	建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) 〇〇ビル〇階		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇		

都道府県を選択

市区町村を選択

- ※ 1シート1パッケージ型番の情報のみ記入すること。
 複数の製品がある場合はシートをコピーして該当型番の数分提出すること。
- ※ OEM等企業情報は蓄電システム本体がOEM商品であるものを対象とし、システムを構成するパーツのOEM情報は不要です。
- ※ 自社で製造等している場合は、OEM等先の情報は空白とすること。
- ※ 海外企業の場合の企業情報の書き方については別途S I Iへ連絡すること。

合せて提出する契約書や覚書等の写しと整合性をとること

5章 その他書類

5 その他書類

【メーカーコード発行申請書】

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、初回の製品登録申請前に、「メーカーコードの発行申請書」を提出してください。「令和3年度 環境省ZEH事業」でメーカーコードを取得しているメーカーは、同じメーカーコードの継続使用が可能です。(本事業で新たなメーカーコード発行申請は不要です)

申請する日付を記入

2022 年 ○ 月 ○ 日

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)

メーカーコード発行申請書

メーカー情報等を記入

メーカーの名称	○○○○株式会社
メーカーの名称(フリガナ)	○○○○カブシキガイシャ
担当者名	○○ ○○
担当者連絡先	○○○-○○○○-○○○○
担当者メールアドレス	○○○○○○○@○○.○○.○○

【メーカーコード発行申請に係る確認事項】

以下、相違ないことを宣誓いたします。

回答を選択

No.	確認事項	回答欄	
1	公募要領P6の「蓄電システム製品登録申請者の要件」を理解していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	公募要領P15の「登録申請する蓄電システムは、原則、申請時に販売 ^{※1} していること。」が製品登録の要件であることを理解していますか。 ※1 原則、日本国内で市場流通していること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	蓄電システムの法定耐用年数の間、導入する蓄電システムの保障、修理、メンテナンス、サポートを継続対応できる体制を国内に有していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
4	出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制(トレーサビリティが確保できる体制)が法定耐用年数以上に組まれていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	初回の登録申請の時期及び製品数を記入してください。 ※ 未定の場合は、見込みで回答してください。	申請時期	2022年○月頃
		製品数	○○

回答を入力

【変更届】

変更届は、SIIに蓄電システムが登録された後に登録内容等(ファームアップ含む)に変更が生じた際、提出してください。

2022年 ○月 ○日

提出日を記入

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)

メーカー名を記入

蓄電システム製品登録変更届

会社名	○○○○株式会社
メーカーコード	L99

メーカーコードを記入

【記入事項】

- 変更の理由および備考等: 変更の理由および備考を記入すること。(備考は任意)
※「変更の内容」で「その他」を選択する場合は、変更の内容を具体的に記入すること。
- パッケージ型番: 変更対象のパッケージ型番を記入すること。
- 変更の内容: 変更の内容をプルダウンにて選択すること。
- 変更情報: 変更前および変更後の情報を記入すること。
- 変更を証明する書類・変更が生じた日: 変更を証明する書類名および変更が生じた日を記入すること。

【提出書類】

- 本変更届に加えて、更新された定型様式、変更を証明する書類もあわせて提出すること。
※ 変更を証明する書類の該当箇所に蛍光ペン等でマークを入れること。

登録情報が変更となる理由、補足事項等があれば記入してください

蓄電システム製品登録の登録後に、下記の通り登録内容等の変更が生じたので、届出を行います。

変更の理由および備考

- ・人事異動に伴い連絡担当者変更となったため。
- ・SIIに登録されている蓄電システムのリンク先URLが変更となったため。

プルダウンにて変更の内容を選択

No.	パッケージ型番	変更の内容 (変更・追加・削除)	変更情報		変更を証明する書類・ 変更が生じた日
			変更前 (申請書類の項目名等: 変更前情報)	変更後 (申請書類の項目名等: 変更後情報)	
1	DXYZ011PE	リンク先URLの変更	製品情報が確認できるホームページ等のURL: https://○○	製品情報が確認できるホームページ等のURL: https://△△	変更を証明する書類: 自社ホームページ 変更が生じた日: 2022年○月○日
2	DXYZ011PE	その他登録製品情報の変更	蓄電システム情報_認証日: 2021年○月○日	蓄電システム情報_認証日: 2022年△月△日	変更を証明する書類: ○○認証書 変更が生じた日: 2022年○月○日
3	登録されている全型番 (○製品)	連絡担当者の変更	連絡担当者_所属: ○○	連絡担当者_所属: △△	変更を証明する書類: 本変更届 変更が生じた日: 2022年○月○日
4	登録されている全型番 (○製品)	連絡担当者の変更	連絡担当者_担当者: ○○○○	連絡担当者_担当者: △△ △△	変更を証明する書類: 本変更届 変更が生じた日: 2022年○月○日

・パッケージ型番は、英大文字半角ならびに数字半角にて入力してください

・連絡担当者情報の変更など、登録されているすべてのパッケージ型番が該当する場合は、「登録されている全型番」とし、製品数を記入してください

・項目名は、定型様式に記載されている項目名を記入してください

・変更情報は、一行に対して一項目のみ記入してください

6 提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、こちらは**令和4年度 蓄電システム製品登録**の提出先を示したものです。申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

申請書提出先シート		使用例
<p>〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内</p> <p>『令和4年度 蓄電システム製品登録』 申請係</p> <p>会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____</p>		
<p>※あてはまる内容物に チェックをしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 登録申請書 <input type="checkbox"/> 登録移行申請書 <input type="checkbox"/> その他の書類</p>		

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIからメーカーに対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ メーカーがSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

Mail: zeh_lib@sii.or.jp

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

